

## (液体燃料を使用する器具)

第19条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。(う)(せ)

- (1) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
  - (2) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。(う)
  - (3) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。(う)
  - (4) 不燃性の床上又は台上で使用すること。(う)(か)
  - (5) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
  - (6) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
  - (7) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
  - (8) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。(う)
  - (9) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。(ら)
  - (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。(う)
  - (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。(う)
  - (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。(う)
  - (13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。(か)(せ)
- 2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。(う)(か)(け)(ひ)

## 【解説】

本条は、液体燃料を使用する火気器具等の取扱いに係る規定であるが、主として液体燃料を使用する移動式ストーブ又は移動式こんろ等の器具（以下「移動式ストーブ等」という。）について規定したものである。また、本条は、火気器具等の規制に関する基本規定であり、条例第20条から第22条については、本条を準用する規定を設けている。

1 移動式ストーブ等の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表19-1によること。

ただし、移動式ストーブ等が、(一財)日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能検査基準に適合したものについては、防火性能が確保され安全性の高いものとなっていることから、当該器具等に貼付されている(一財)日本燃焼機器検査協会名の認証ラベルに記載の離隔距離としても差し支えない。

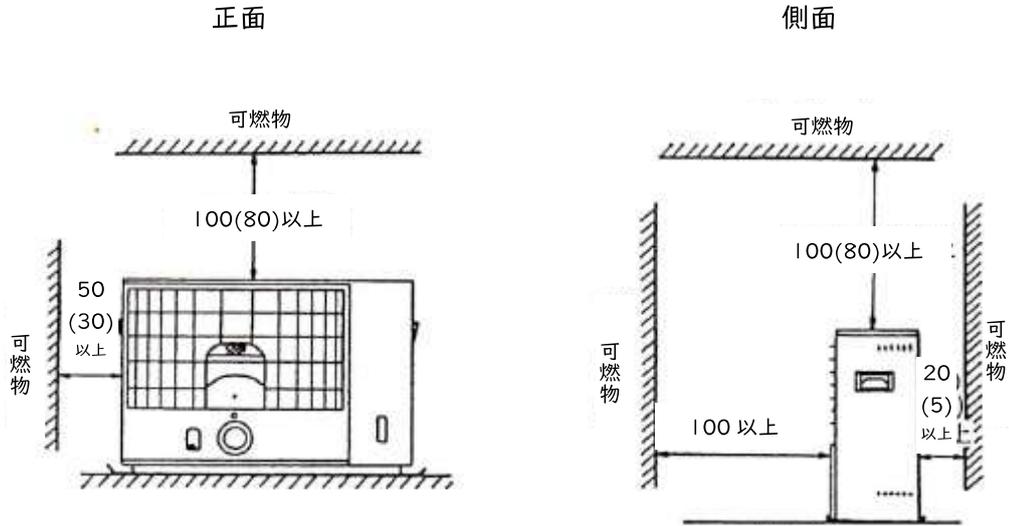
表 19-1

火気設備等又は火気器具等の種別					離隔距離(単位センチメートル)					
					入力	上方	側方	前方	後方	
移動式ストーブ	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型	7キロワット以下	100	50	100	20	
				自然対流型	7キロワットを超え 12キロワット以下	150	100	100	100	
					7キロワット以下	100	50	50	50	
					強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100
				温風を全周方向 に吹き出すもの		7キロワットを超え 12キロワット以下	100	150	150	150
				7キロワット以下	100	100	100	100		
	不燃	開放式	放射型	7キロワット以下	80	30	—	5		
			自然対流型	7キロワットを超え 12キロワット以下	120	100	—	100		
				7キロワット以下	80	30	—	30		
				強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの	12キロワット以下	80	5	—	5
			温風を全周方向 に吹き出すもの		7キロワットを超え 12キロワット以下	80	150	—	150	
			7キロワット以下	80	100	—	100			
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外		6キロワット以下	100	15	15	15		
		不燃		6キロワット以下	80	0	—	0		
	固体燃料		—	100	30	30	30			

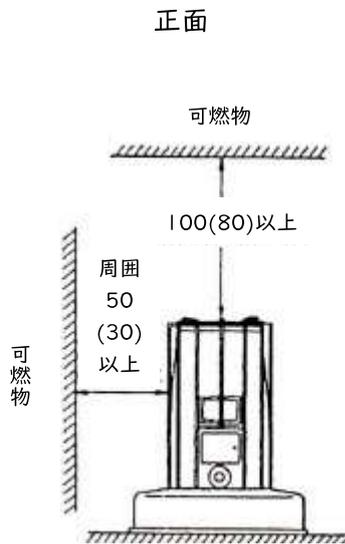
<設置例>

図19-1 移動式ストーブ及び移動式こんろと建築物等の離隔距離(センチメートル)(( )内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合の離隔距離を示す。)

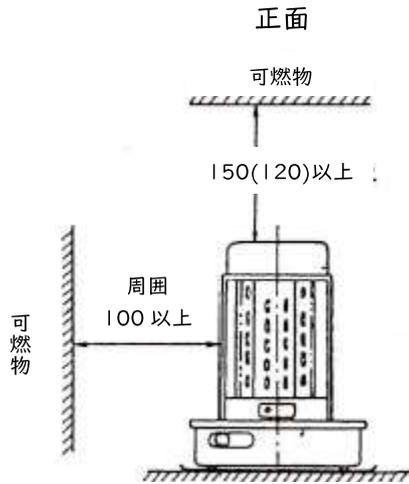
① 開放式・放射型 (入力7キロワット以下のもの)



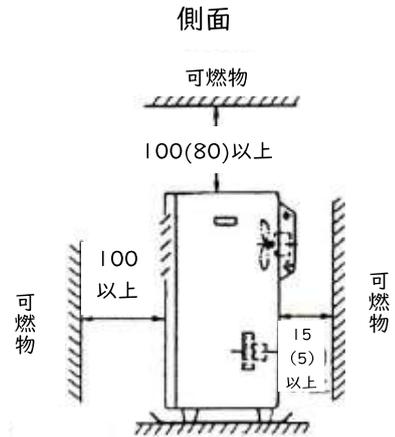
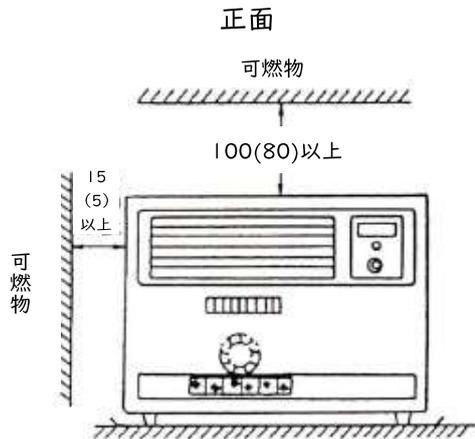
② 開放式・自然対流型 (入力7キロワット以下)



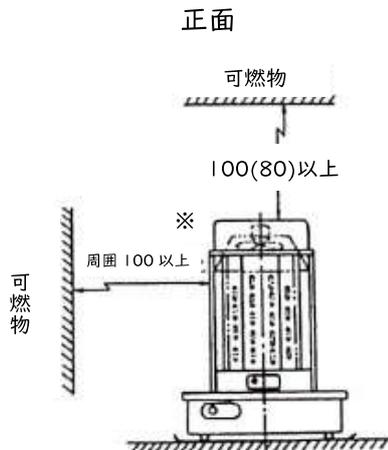
③ 開放式・自然対流型 (入力7キロワットを超え12キロワット以下)



④ 開放式・強制対流型 (温風を前方向に吹き出すもので、入力が12キロワット以下)

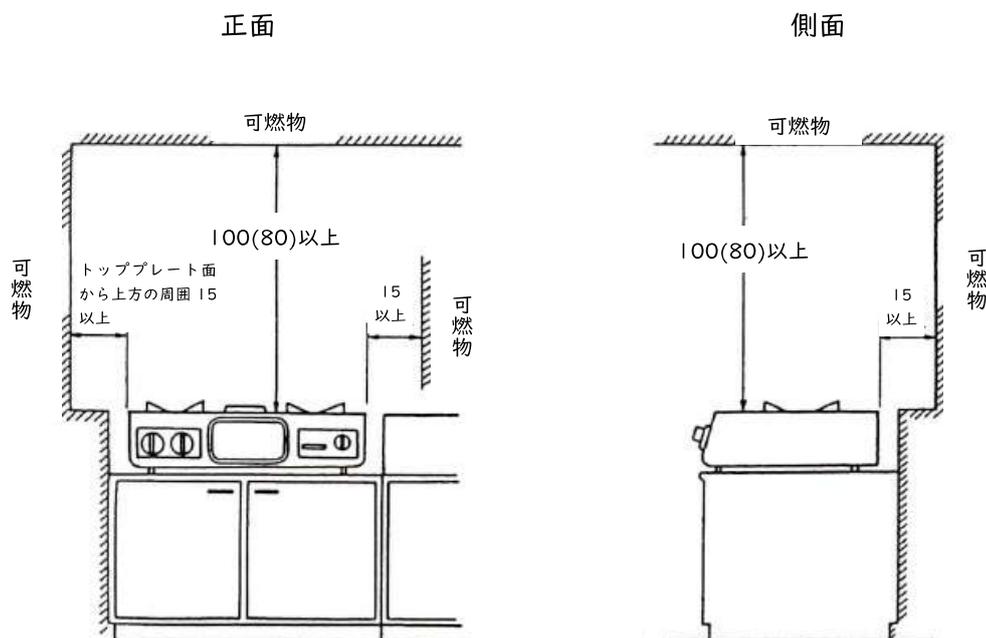


⑤ 開放式・強制対流型 (温風を全周方向に吹き出すもの)



※の離隔距離は、入力7キロワット以下のものであり、入力が7キロワットを超え12キロワット以下のものは、周囲150センチメートル以上とする。

## ⑥ 移動式こんろ（6キロワット以下）



## 2 第1項

- (1) 第1号は、移動式ストーブ等が火源となって、可燃性のガス又は蒸気に引火することを防止するための規定である。この規定の趣旨に基づいて、移動式ストーブ等の使用中に、引火するおそれのある可燃性のガス又は蒸気を出す物品を取り扱うことは避ける必要がある。
- (2) 第2号は、平常時のみではなく、地震が発生した場合の可燃物の落下をも含めた規制であり、振動により容易に可燃物が落下するおそれがある場所も、当然避けなければならない。
- (3) 第3号は、地震動等による火気器具等の転倒又は落下を防止するための規定であるが、その他にも移動式ストーブ等を傾斜させて使用することにより、異常燃焼する場合もあるので注意すること。
- (4) 第4号は、移動式ストーブ等の使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除しようとする規定である。木造の床上、畳上等で使用するときには、火災発生危険を排除することのできる不燃性の台の上で使用しなければならない。
- (5) 第5号は、当然の事項を規定したものであるが、火災原因の実態からみれば、故障、破損のままの使用が相当に多いので、特に規定している。
- (6) 第6号は、使用の目的を誤って発生する火災を防止するために規制している。移動式ストーブ等は、それぞれ暖房、炊事等特定の用途に使用するよう造られており、通常、機能上他の器具の代用として用いることは予想されていない。したがって、そのような予想されていない使用方法をした場合は、当然火災危険が生ずるので、これを禁止したものである。
- (7) 第7号は、指定された燃料を使用することにより、その安全性を確保するための規定である。例えば、灯油を使用することを前提とした石油こんろやストーブにガソリンを使用する等は、本号の規定に抵触する。

- (8) 第8号は、火災予防の第一歩というべき基本的事項であるが、とかく忘れがちであり、器具が正常であっても、火災発生の危険を生ぜしめる結果になるので、特に規定することとしたものである。また、万一、火災発生の際は、初期消火に支障をきたし、火災の拡大を速やかにする等の支障を生ずることからも、厳に注意を要するものである。
- (9) 第9号は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて対象火気器具を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付けたものである。
- ア 「多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりをもつものである。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外である。
- イ 「消火器の準備」について
- (7) 消火器は、能力単位が1以上の消火器（3型以上）とし、法第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食若しくは破損があるもの又は使用期限が経過しているもの等不適切な消火器は認められない。また、住宅用消火器及びエアゾール式簡易消火具についても認められない。
- (1) 消火器は、対象火気器具を使用する露店業者等ごとに1本以上準備すること。（露店業者等が別の場合は、それぞれが準備すること。）
- (ウ) 消火器の設置位置は、対象火気器具に対し初期消火を有効に行うことができ、かつ消火器に至る歩行距離が20メートル以下となる位置とすること。
- なお、屋内で行う催しのうち、防火対象物において消火器が法第17条の規定に基づき設置・維持されており、初期消火を有効に行うことができる場合は、本規定に適合しているものとして扱うことができる。
- (10) 第11号は、使用中に器具を移動させ、又は液体燃料を補給することを禁止したものである。燃料の補給に際しては、注意していても漏れを生ずることがあり、漏油が移動式ストーブ等自体の熱で蒸発し、燃焼中の炎等によって引火して火災となるおそれがある。特に本号に設けたものは、可燃性液体の火災の消火には、一般に水が使用できないため消火が困難であるという特性を重視していることによるものである。したがって、燃料の補給に当たっては、一旦火を消し、消火を確認してから行わなければならない。本号の違反による火災が多いことから、特に注意を要する規定である。
- (11) 第12号は、液体燃料が、床又は畳等の上に漏油すると、浸透拡大して出火した際、大きな炎となるので、漏油を他にしみこませたり拡がらせたりしないために皿を設けることを規定したものである。なお、漏油は、燃料の補給又は器具の移動の際に生ずることが多いが、皿の上の漏油は、前号の規定の趣旨からも、常にふきとっておくことが必要である。
- (12) 第13号は、点検及び整備は器具の機能等について熟知した者に行わせることとしたものであって、「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの」としては、消防局告示第

1号1(1)に規定する次のア及びイの者が該当する。

ア 石油機器技術管理士資格証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。)

### 3 第2項

移動式ストーブが、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものである。

「燃料の供給を停止する装置」とは、燃料の燃焼部への供給を遮断することによって、消火するもので、しん式燃焼器具以外に使用されている。

なお、耐火自動消火装置の設置の義務づけは、JIS S2019(石油ストーブ)に基づくものである。耐震自動消火装置の付いた機器は、一定規模以上の地震動を感知して自動的に消火するものであり、JISでは、その性能を次のとおり規定している。

- (1) 日常生活で起こる振動により、その都度作動していたのでは使用上好ましくないので、100ガル(100 cm/S<sup>2</sup>)で作動しない旨の下限を規定している。
- (2) 地震の大きさによっては、人為的に消火操作ができないことがあるので、200ガル(又は170ガル)で消火することとしている。